

現況届についてのよくあるお問い合わせ

Q 1. 提出期限に間に合わない場合はどうしたらいいですか。

A 1. 提出期限に間に合わないとわかった時点で、在籍する教育・保育施設へご連絡ください。

Q 2. 保育を必要とする要件が複数あるのですが、どちらかひとつだけの提出でもいいですか。

A 2. 要件が複数ある場合は、主とする要件のみの提出で構いません。例えば、就労と疾病・障害がある場合は、就労証明書の提出のみでも可能です。ただし、就労時間が月64時間以上および月12日以上必要になります。就労時間が月64時間未満の場合は、もうひとつの要件の提出が必要になります。

Q 3. 自営業の添付書類は毎年必要ですか。

A 3. 一度ご提出いただければ、再度提出は不要です。転園希望の場合は、利用調整（入所選考）をおこなうので、添付書類がありましたらご提出ください。

Q 4. 転職するのですが、証明はどうしたらいいですか。

A 4. 新しい職場の就労証明書をご提出ください。退職から新しい職場で就労するまでの間が1か月以上空く場合は、その間求職活動での認定が必要になりますので、子育て施設課へご相談ください。求職活動での認定は3か月間に限ります。

Q 5. 祖父母と同一敷地内に住んでいるが、世帯分離をしている場合は別居扱いになりますか。

A 5. 住民票上世帯分離をしていても、それだけでは別居扱いにはなりません。同住所であれば申込書にご記入ください。別棟で住んでおり、光熱費等が別であれば別居扱いになります。

Q 6. 現在婚姻関係があるが、離婚を考えている。令和8年4月以降の世帯状況を記入しないといけないが、どう記入すればよいですか。

A 6. 別居をしているかつ住民票が別になっており、離婚調停中であれば、それがわかる書類を提出していただければ「ひとり親」とみなすことができます。その他の状況であれば、子育て施設課へご相談ください。

Q 7. 保育施設利用申込書に「手帳の有無」のチェック欄があるが、有にチェックした場合は、必ず障害者手帳の写しを提出しないといけないですか。

A 7. 提出していただければ、特定世帯としてみることができます。世帯の市民税所得割額によっては、別途減免申請書をご提出いただければ、保育料が減免されることがあります。有効期限切れの障害者手帳は減免対象外になりますので、ご注意ください。詳細については、子育て施設課へお問い合わせください。

Q 8. 疾病の要件で子どもを保育所に預けているが、医師に要件証明書の記載を依頼したところ、日数がかかると言われた。今まで提出していた診断書でもよいですか。

A 8. 日数がかかる場合（締切日に間に合わない場合）は、子育て施設課へご相談ください。医師から要件証明書への記載ができないと言われた場合のみ、従来通りの診断書の提出で構いません。その場合は、要件証明書の疾病の項目内容がわかるよう、詳しく記載していただくようご依頼ください。

Q 9. 現況届を提出後、審査が完了したら何か通知等の連絡はありますか。

A 9. 審査が完了した通知等のご連絡はいたしません。ご提出いただいた書類に不備がある場合や保育を必要とする要件がないと判断した場合は、子育て施設課からご連絡させていただきます。

Q10. きょうだいで保育所（園）に通っています。就労証明書等の要件書類は1部だけでよいですか。きょうだいの人数分必要な場合、すべて原本である必要がありますか。

きょうだいそれぞれに提出が必要です。1部を原本とし、きょうだい分は写しで結構です。できれば下のお子さんの台帳に原本を添付してください。

例) きょうだい2人で在園している場合…1人を原本、1人を写しでよい。

Q11. すでにきょうだいの新規申し込みのために子育て施設課に就労証明書等の要件書類を提出してしまいました。再度提出が必要ですか。

子育て施設課に提出済みの要件書類の証明日が、令和7年9月1日以降であれば併用が可能ですので、子育て施設課にお申し出ください。